

御杖村神末財産区財政運営基金の設置に関する条例の一部を改正  
する財産区条例

御杖村神末財産区財政運営基金の設置に関する条例(平成3年御杖村財産区  
条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「80,000千円」を「70,000千円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。